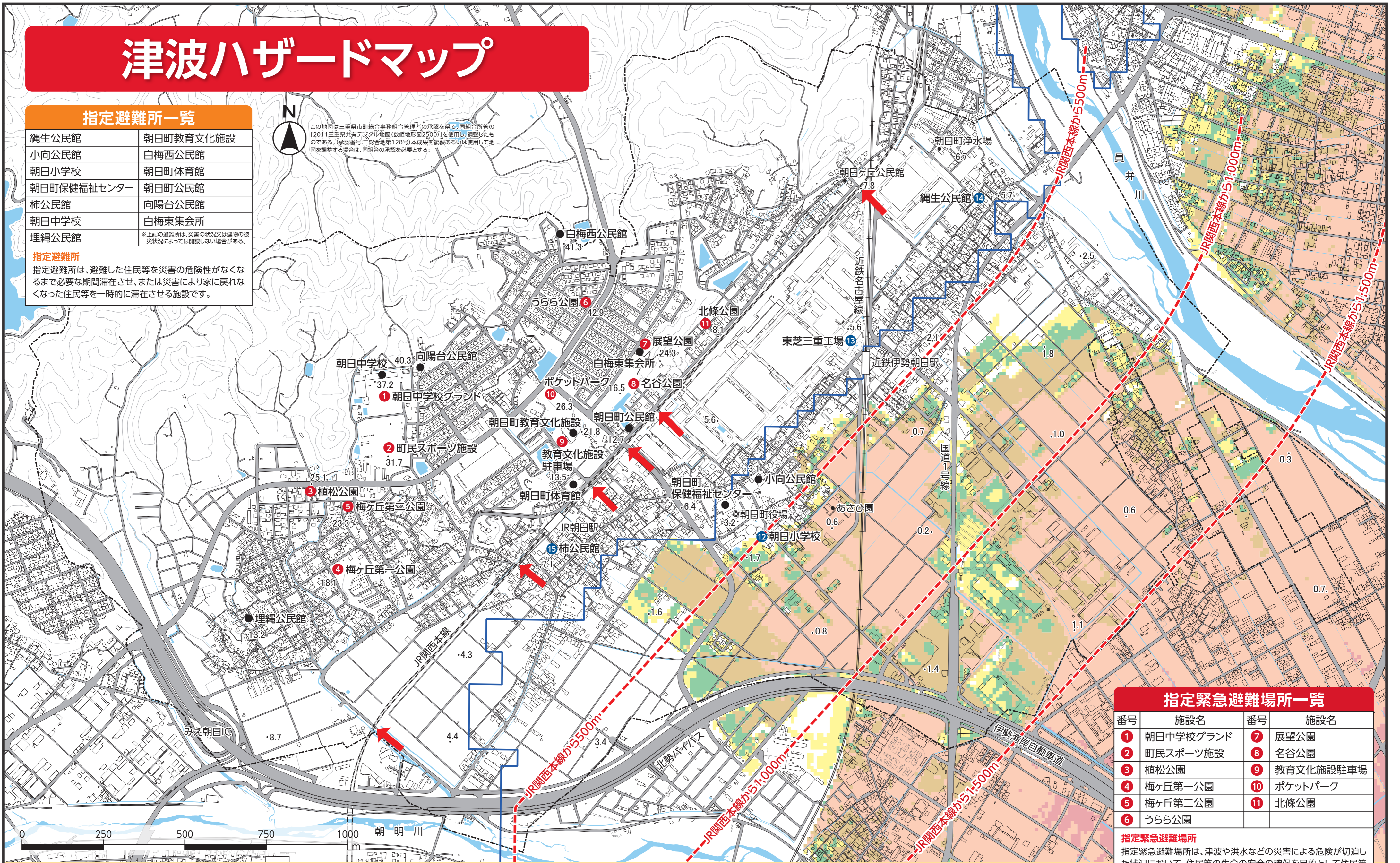


# 津波ハザードマップ

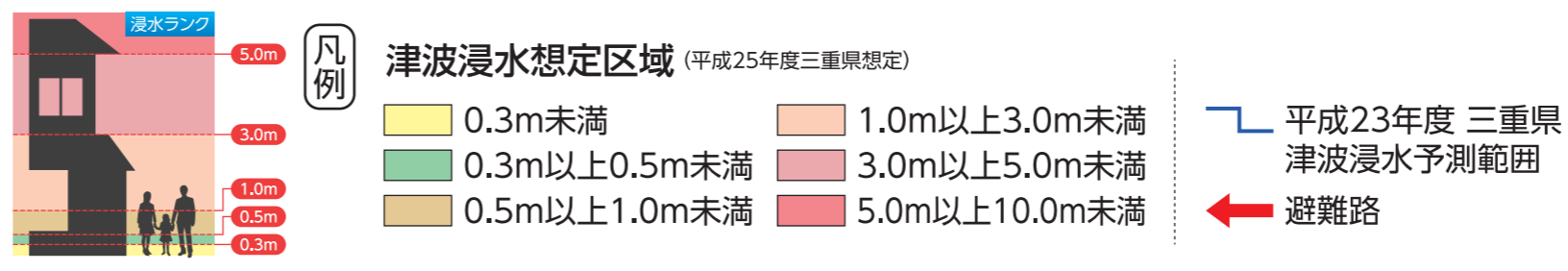
## 指定避難所一覧

|             |           |
|-------------|-----------|
| 縄生公民館       | 朝日町教育文化施設 |
| 小向公民館       | 白梅西公民館    |
| 朝日小学校       | 朝日町体育館    |
| 朝日町保健福祉センター | 朝日町公民館    |
| 柿公民館        | 向陽台公民館    |
| 朝日中学校       | 白梅東集会所    |
| 埋縄公民館       |           |

**指定避難所**  
指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。



津波ハザードマップは、三重県が平成25年度に予測した、南海トラフの理論上最大クラスの地震が発生した場合における津波による浸水深の分布を示しています。平成23年度の津波浸水予測図の浸水ラインも青線で示していますので、より遠い方まで避難してください。避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深30cm」の朝日町への到達時間は、最短で地震発生後90分と予測されているので、それまでに安全な場所へ避難してください。



## 指定緊急避難場所一覧

| 番号 | 施設名        | 番号 | 施設名       |
|----|------------|----|-----------|
| 1  | 朝日中学校グラウンド | 7  | 展望公園      |
| 2  | 町民スポーツ施設   | 8  | 名谷公園      |
| 3  | 榎松公園       | 9  | 教育文化施設駐車場 |
| 4  | 梅ヶ丘第一公園    | 10 | ポケットパーク   |
| 5  | 梅ヶ丘第二公園    | 11 | 北條公園      |
| 6  | うらら公園      |    |           |

**指定緊急避難場所**  
指定緊急避難場所は、津波や洪水などの災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設または場所です。

## 津波避難ビル一覧

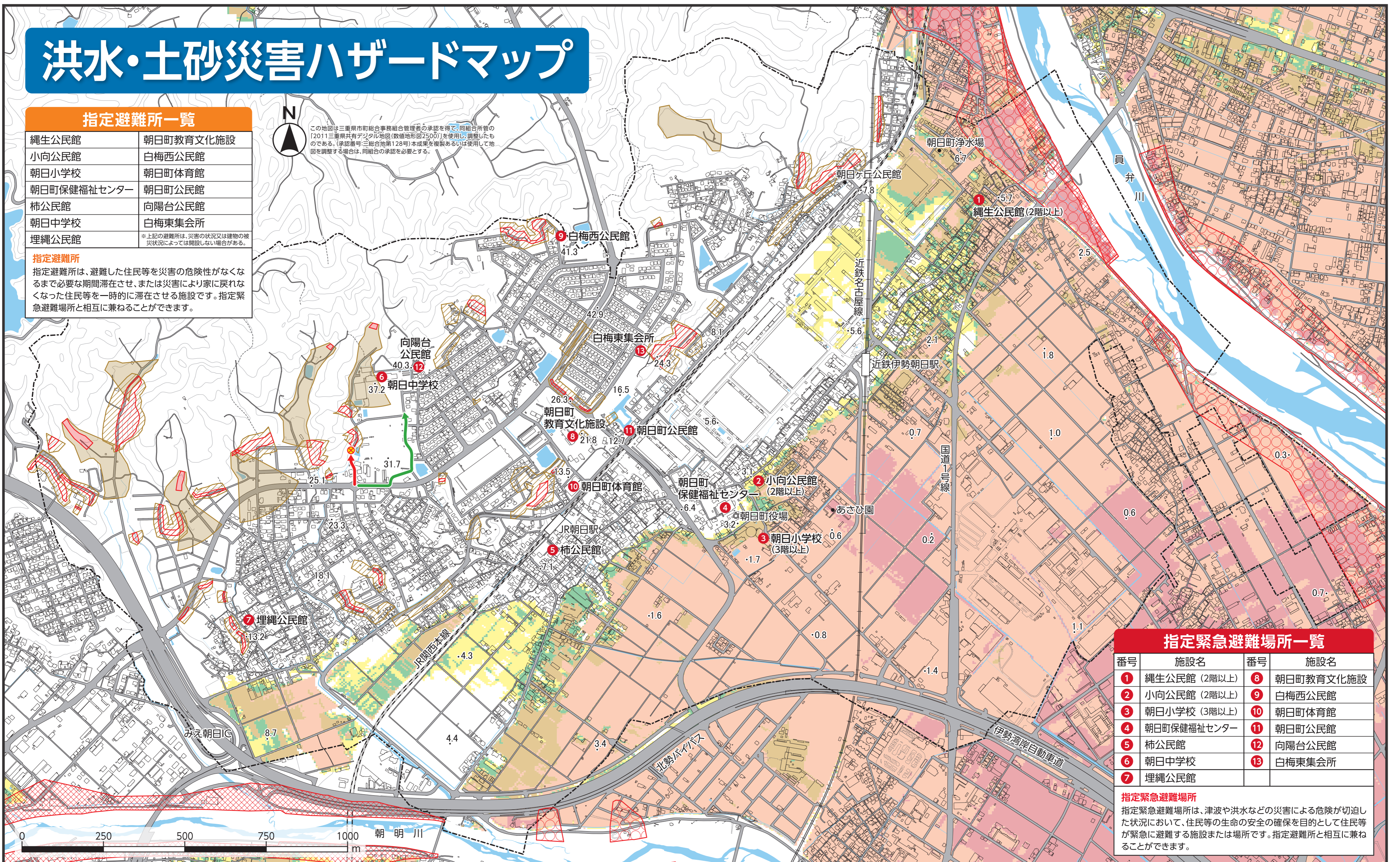
| 番号 | 施設名    | 番号 | 施設名   |
|----|--------|----|-------|
| 12 | 朝日小学校  | 14 | 縄生公民館 |
| 13 | 東芝三重工場 | 15 | 柿公民館  |

# 洪水・土砂災害ハザードマップ

## 指定避難所一覧

|             |           |
|-------------|-----------|
| 縄生公民館       | 朝日町教育文化施設 |
| 小向公民館       | 白梅西公民館    |
| 朝日小学校       | 朝日町体育館    |
| 朝日町保健福祉センター | 朝日町公民館    |
| 柿公民館        | 向陽台公民館    |
| 朝日中学校       | 白梅東集会所    |
| 埋縄公民館       |           |

**指定避難所**  
指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。指定緊急避難場所と相互に兼ねることができます。



洪水・土砂災害ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨により員弁川及び朝明川で発生する、洪水の浸水想定区域を示しています。二つの川の浸水想定区域が重なる場所については、想定される浸水深が深い方を示しています。また、洪水による氾濫流や河岸浸食で家屋が倒壊するおそれがある区域と、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている区域も示しています。



## 指定緊急避難場所一覧

| 番号 | 施設名          | 番号 | 施設名       |
|----|--------------|----|-----------|
| 1  | 縄生公民館 (2階以上) | 6  | 朝日町教育文化施設 |
| 2  | 小向公民館 (2階以上) | 9  | 白梅西公民館    |
| 3  | 朝日小学校 (3階以上) | 10 | 朝日町体育館    |
| 4  | 朝日町保健福祉センター  | 11 | 朝日町公民館    |
| 5  | 柿公民館         | 12 | 向陽台公民館    |
| 6  | 朝日中学校        | 13 | 白梅東集会所    |
| 7  | 埋縄公民館        |    |           |

**指定緊急避難場所**  
指定緊急避難場所は、津波や洪水などの災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設または場所です。指定避難所と相互に兼ねることができます。